

別記様式第一（第二条関係）

命令書		第 号				
殿		年 月 日				
内閣総理大臣						
命令を 受ける者	氏名又は名称					
	住 所					
<p>上記の者に対し、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第9条第2項の規定により、下記のとおり命令する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">命令の内容</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">命令をする理由</td> <td></td> </tr> </table>			命令の内容		命令をする理由	
命令の内容						
命令をする理由						

この命令に係る措置をとったことにより損失を受け、又は他人に損失を与えた場合、内閣総理大臣は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。その損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければなりません。当該協議が成立しない場合においては、別記様式第二の裁決申請書を収用委員会に提出し、裁決を申請することができます。

また、この命令に係る措置によって土地等の利用に著しい支障を来すことにより、当該土地等に関する権利の買入れを希望する場合には、その旨を申し出ることができます。